

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年十月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第二十一号

国営土地改良事業負担金徴収条例の一部を改正する条例

国営土地改良事業負担金徴収条例（昭和四十九年三月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「第一号及び第三号」を「第二号、第六号及び第七号」に改め、同項第二号中「第二号」を「第一号」に改め、同項第三号中「第四号から第六号」を「第三号から第五号」に改め、同条に次の一項を加える。

4 別表の第六号に掲げる事業のうち、指定工事（政令第五十二条の二第四項第二号に規定する指定工事をいう。以下同じ。）が完了し、かつ、当該国営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき三条資格者及び市町村から指定事業費額（指定工事に係る事業の部分に要する費用の額をいう。）に係る負担金を徴収することが適当であると知事が認めるものに係る負担金の支払期間の始期は、前項の規定にかかわらず、当該指定工事が完了した年度の翌年度以後の年度で知事が指定する年度とする。

別表中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の二号を加える。

六 国営第二十津川紀の川土地改良事業

七 国営大和紀伊平野土地改良事業

附則

この条例は、公布の日から施行する。